

ちょっと増やせる お得な付加年金をご存知ですか？

更新日：2024年04月01日

国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者が、定額保険料(令和6年度は月額16,980円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、将来受給できる年金額が増える**付加年金**という制度をご存知ですか？

付加年金の額は【200円×付加保険料を納めた月数】で計算されます。

例えば、30歳から35歳までの5年間、付加保険料を納付した場合の付加保険料納付額は

400円×60か月(5年)=24,000円

これに対し、老齢年金とあわせて支給される付加年金の年額は

200円×60か月(5年)=12,000円

となります。

老齢基礎年金を受給し始める1年目に12,000円、2年目にも12,000円がプラスされ、3年目以降も同様に年額12,000円(月額にして1,000円)がプラスされ続けます。

つまり、年金を2年間受給すると納付した付加保険料と同額になり、元が取れてしまうという嬉しい制度なのです。

(注意)付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

付加保険料を納められる方

- 国民年金の第1号被保険者の方
- 任意加入中の方(65歳以上の方を除く)

(注意)ただし、保険料の免除を受けている方や、国民年金基金に加入している方、個人型確定拠出年金を月額68,000円以上支払っている方は、申し込みできません。

付加保険料を納める際の留意点

- 付加保険料の納付は、受け付けた月分からとなります。
- 納期限は翌月末日(月末が土曜日・日曜日・休日等の場合は、翌営業日)と定められております。
- 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

手続きに関して

付加保険料を納めたい場合は、姫路年金事務所または役場国保介護支援課でお申し込みください。

【手続きに必要なもの】

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 身分証明書

付加保険料の納付をやめたい時

いつでも任意の時に申し出て、納付をやめることができます。
その場合でも掛け捨てになりません。

お問い合わせ

- 姫路年金事務所 079-224-6382
- 国保介護支援課 0791-52-1152

関連リンク

[日本年金機構 トップページ](#)

この記事に関するお問い合わせ先

国保介護支援課
住所：678-1292
兵庫県赤穂郡上郡町大持278
電話番号：0791-52-1152

ファックス : 0791-52-6015

[お問い合わせはこちら](#)